

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会経済情勢等の変化

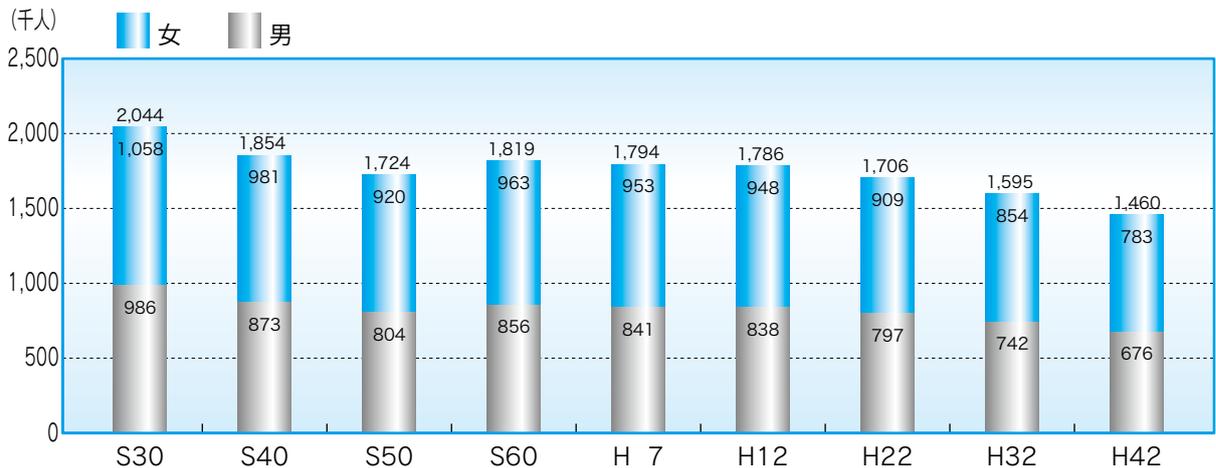
#### (1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本県の総人口は、昭和30年の約204万人をピークに減少に転じ、平成22年には約171万人となっており、今後、人口減少は加速的に進行することが予測されています。

年齢区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加してきています。

その結果、本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、昭和45年の10.1%が平成22年には26.5%に上昇し、全国（平成22年23.0%）より高い水準で推移しています。

#### ● 総人口の推移と将来推計〔本県〕

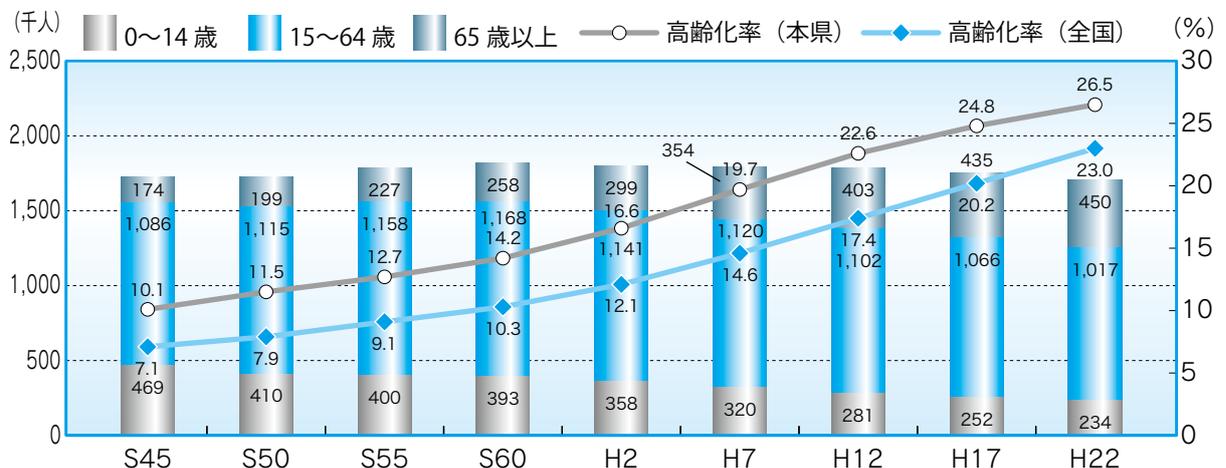


（備考）四捨五入の関係で、合計は必ずしも一致しない。

資料：総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

#### ● 年齢区分別人口及び高齢化率〔本県, 全国〕の推移



資料：総務省「国勢調査」

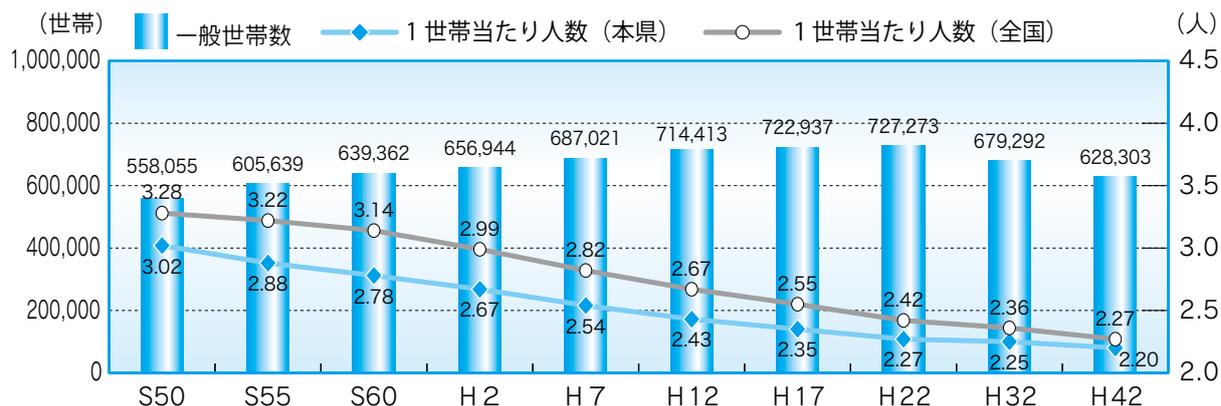
## (2) 家族形態等の変化

若年者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯が減少しており、1世帯当たりの親族人員は減少傾向にあります。

今後は、世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

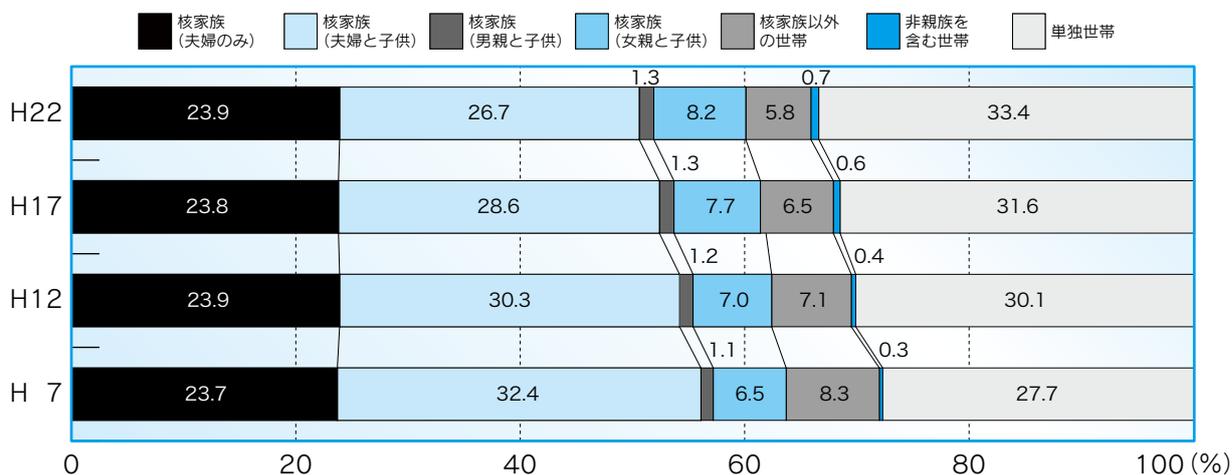
また、職場・家庭・地域等への個人の帰属意識の多様化等に伴い、人間関係のつながりの希薄化などが見られます。

### ● 世帯数, 世帯当たりの人数の推移と将来推計〔本県・全国〕



資料：総務省「国勢調査」  
国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

### ● 一般世帯の家族類型別割合の推移〔本県〕



資料：総務省「国勢調査」

## (3) 経済の低迷による雇用環境の悪化

日本経済は、平成20年秋以降の世界同時不況に起因する景気停滞の影響を受け悪化し、本県経済も長期的に低迷を続けています。

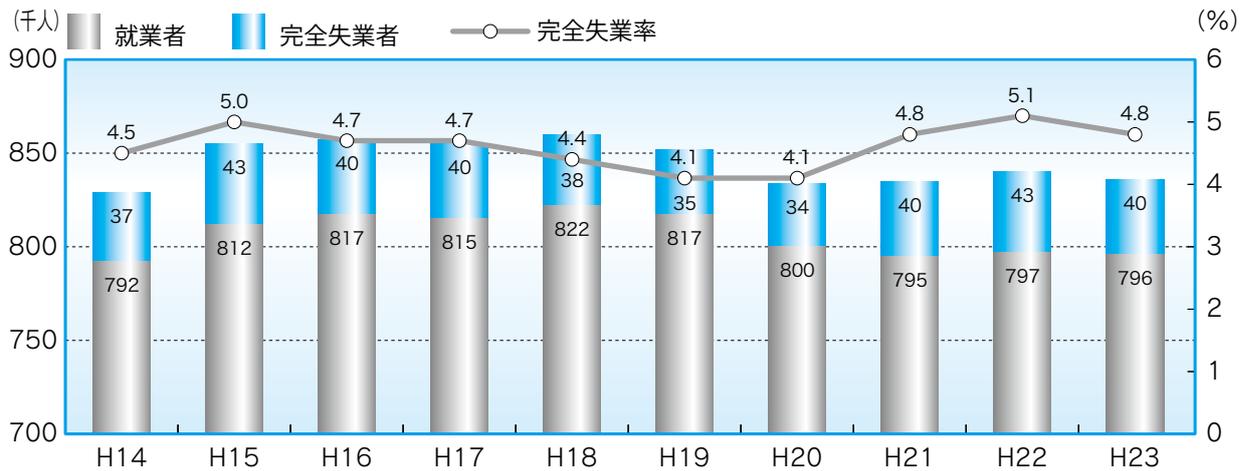
このため、雇用環境は厳しい状況にあり、本県の完全失業者は、平成19年の3万5千人から平成23年は4万人と5千人増加しており、完全失業率も、平成19年の4.1%が平成23年

には4.8%に上昇しています。

また、非正規就業者の割合は、平成14年から平成19年に、女性は49.9%から52.4%に、男性は13.8%から18.4%に上昇しています。

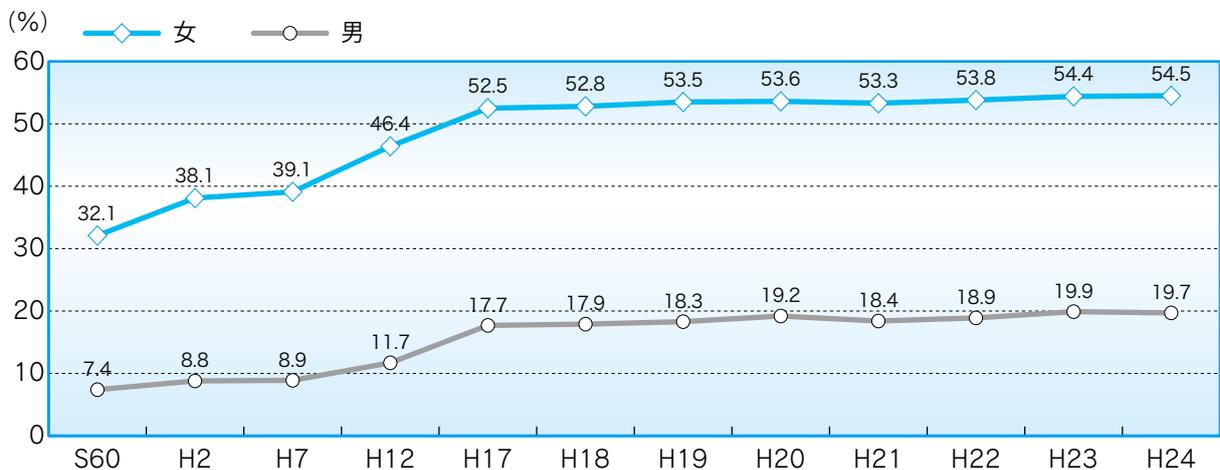
なお、全国では平成19年から平成24年に、女性は53.5%から54.5%に、男性は18.3%から19.7%に上昇しています。

● 就業者及び完全失業者の推移〔本県〕



資料：「鹿児島県労働力調査」

● 非正規の職員・従業員の割合の推移〔全国〕



(備考) 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県については、一部推計値を使用  
資料：総務省「労働力調査」

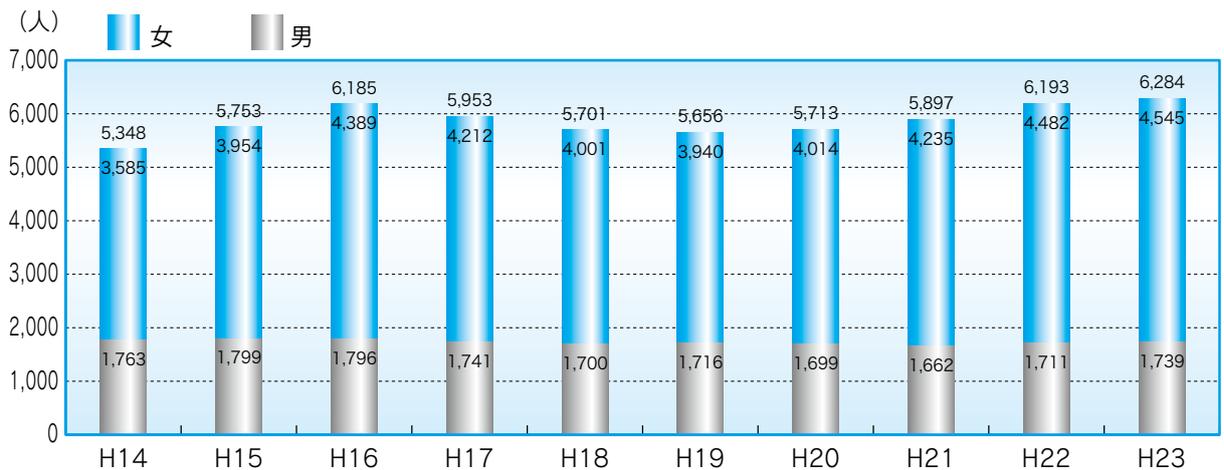
(4) 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

国際化の進展等による定住外国人の増加、企業の国際展開による国際的な人の移動の活発化などもみられます。

本県における外国人登録者数は増加傾向にあり、その数は女性が男性よりも多くなっています。

(注) 平成24年に外国人登録制度は廃止され、新たな在留管理制度が導入されています。

● 外国人登録者数の推移〔本県〕



資料：法務省「登録外国人統計」

## 2 国・県・県内市町村の主な動き

〔「第1次計画」策定（H20.3）後の動き。それ以前の動きはP91からの年表を参照〕

### (1) 国の動き

#### ①「育児・介護休業法」の改正

仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、事業主に対する、3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度や所定外労働の免除の義務化、男性の育児休業の取得促進などを内容とした「改正育児・介護休業法」が、平成22年6月から施行されました。

#### ②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改定

平成22年6月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）や「新しい公共\*」などの新しい概念や考え方や、男性の育児休業等取得促進に向けた環境整備及び労働者の健康確保・メンタルヘルス対策などの新たな取組が盛り込まれました。

#### ③「第3次男女共同参画基本計画」の策定

平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」施行後10年間の反省を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

#### ④「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」の策定

平成24年6月には、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員からの率先した取組の3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

## (2) 県の動き

### ①「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定

平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し、及びこれまでの県の取組状況を踏まえ、平成21年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を改定しました。

### ②「鹿児島の男女の意識に関する調査」の実施

平成23年5月から6月にかけて、男女平等や男女の人権、家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、20歳以上の県民を対象に「鹿児島の男女の意識に関する調査」を実施しました。

### ③「鹿児島県男女共同参画基本計画」(第1次計画)の中間評価の実施

第1次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「鹿児島の男女の意識に関する調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間評価を行いました。

## (3) 県内市町村の動き

### ①男女共同参画に関する条例の制定

平成20年3月までに、薩摩川内市、奄美市、南九州市、和泊町が制定していましたが、平成21年4月に伊仙町、平成22年3月に始良市、平成24年3月に霧島市が制定しました。

### ②男女共同参画基本計画の策定

平成20年3月までに、鹿児島市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、志布志市、さつま町が策定していましたが、平成20年4月に出水市、平成21年3月に鹿屋市、垂水市、南さつま市、平成22年3月に南九州市、始良市、平成23年3月に伊佐市、和泊町、平成24年3月に奄美市、長島町、平成24年4月に大崎町、同年11月に肝付町、平成25年3月に十島村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町が策定しました。

### ③配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する計画の策定

平成22年3月に霧島市、南九州市、平成23年3月に伊佐市、和泊町、平成24年3月に鹿児島市、奄美市、長島町、平成25年3月に薩摩川内市、いちき串木野市、志布志市、始良市、十島村、瀬戸内町、徳之島町、伊仙町が策定しました。

### ④配偶者暴力相談支援センターの設置

平成23年11月に知名町が設置しました。